

## 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 農地調整法施行令中改正の件公布

皇國皇村確定計畫の一環を爲す自作農創設維持事業  
計畫の改訂擴充を目的とする農地調整法施行令中改正  
の件は、昭和十八年八月七日附官報を以て左の如く公  
布せられた。

因みに新計畫は本年度以降二十四箇年計畫（昭和四  
十二年まで）を以て既墾地百五十萬町歩、開發農地五  
十萬町歩、計二百萬町歩（本年度は四萬町歩）の自作農  
地を目指とするもので、本令改正の要旨も從來團體の  
みを助成の対象とせるに對し個人の自作地となすべき  
土地の取得若くは開發に必要な資金の貸付及び助成  
を爲すことゝし、又適正規模の觀點より見て狹きに過  
ぐる從來の制限を改正する等、種々の點に於いて助成  
の積極化を意圖してゐることが注目せられる。

## 農地調整法施行令中改正ノ件

（昭和十八年八月六日  
勅令第六百六十二號）

## 農地調整法施行令中左ノ通改正ス

第二條 農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業ト  
ハ同條ノ團體が命令ノ定ムル所ニ依リ行フ左ノ事業  
ヲ謂フ

一個人ノ自作地ト爲スペキ土地ノ取得ヲ斡旋スル  
コト

二 個人ノ自作地ト爲スペキ土地ノ取得若ハ開發ニ  
必要ナル資金ヲ貸付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲ス  
コト

三 個人ノ自作地ト爲スペキ土地ノ開發ニ對シ助成  
コト

ヲ爲スコト

事業ヲ謂フ

## 四 前三號ノ事業ニ依リ創設セラル自作地ノ利用

ニ必要ナル施設ノ取扱ニ對シ助成ヲ爲スコト

五 前號ノ施設ノ建設若ハ取得ニ必要ナル資金ヲ貸  
付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲スコト
六 第四號ノ施設ノ建設又ハ取得ニ對シ助成ヲ爲ス  
コト

トハ道府縣、市町村、產業組合又ハ農事實行組合  
ガ直接又ハ間接ニ政府ノ資金ノ融通又ハ補助若ハ  
助成ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ前條第一號  
乃至第四號ノ事業及同法第四條第二項ノ規定ニ依  
リ土地又ハ其ノ使用収益ノ權利ヲ取得シテ行フ前  
條ノ事業ヲ謂フ

七 自作農ノ負擔スル債務ノ借替ニ必要ナル資金ヲ  
貸付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲スコト

八 個人ノ自作地ト爲スペキ土地ヲ讓渡シ、又ハ開  
發シテ讓渡スコト

九 個人ノ自作地ト爲スペキ土地ヲ取得シ、取得シ  
テ開發シ又ハ開發シテ取得シ之ヲ讓渡スコト

十 前二號ノ事業ニ依リ創設セラル自作地ノ利用

十一 必要ナル施設ヲ建設シ、取得シ又ハ讓渡スコト

十二 第三條 農地調整法第六條ノ自作農創設維持ノ事業ト  
ハ前條ノ事業及同條第二號、第五號又ハ第七號乃至  
ハ前條ノ事業ノ取扱ニ對シ助成ヲ爲スコト

十三 第十號ノ事業ニ關シ必要ナル資金ヲ道府縣、產業組  
合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行又ハ北海道拓  
殖銀行ガ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付クル事業ヲ謂フ

農地調整施設補助規則中改正ノ件

（昭和十八年八月十日  
勅令第六百六十三號）

第一條 补助金ハ左ニ掲タル費用又ハ補助金ニ對シ道

府縣又ハ產業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀  
行若ハ北海道拓殖銀行（以下金融機關ト稱ス）ニ之ヲ  
交付ス

第二條 补助金ハ左ニ掲タル費用又ハ補助金ニ對シ道

府縣又ハ產業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀  
行若ハ北海道拓殖銀行（以下金融機關ト稱ス）ニ之ヲ  
交付ス

第三條 道府縣若ハ金融機關ノ自作農創設維持資金又ハ  
市町村、產業組合若ハ農事實行組合ノ自作農創設  
維持資金ニ付道府縣ノ交付スル補助金

二 農地ニ關スル事務ニ對シ道府縣ノ費用  
一 市町村農地委員會ノ費用ニ對シ市町村ニ交付ス  
ル道府縣ノ補助金及道府縣農地委員會ニ對シ道  
府縣ノ費用

〔參照〕

第一條 農地調整法第五百二十六號農地調整法  
施行令抄錄

昭和十三年七月二十日公布勅令第五百二十六號農地調整法  
施行令抄錄

第二條 農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業  
トハ同條ノ團體ガ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ左ノ  
二 個人ノ自作地ト爲スペキ土地ノ取得ヲ斡旋スル  
コト

三 個人ノ自作地ト爲スペキ土地ノ開發ニ對シ助成  
コト

四 自作農創設維持ニ關スル道府縣ノ左ニ掲タル費用  
又ハ補助金

